

障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

1 日 時 令和7年12月16日（火）13時00分から14時50分

2 場 所 天王寺区民センター 1階ホール

3 団 体 名 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議

4 協議等の趣旨 障害者の自立と完全参加をめざす要望についての協議

5 出 席 者

（団体側）

30人

（本 市）

福祉局 5人 消防局 7人

6 議 事

（1）グループホームにおけるサービスの質の確保について（グループホームに関する要求項目1. ①、②）

団体要望概要

- ・国がグループホームに関するガイドラインの制定を進めていたり、地域連携推進会議の義務化など制度改正を行っているが、グループホームの質の改善につながると思えない。昨今特にグループホームについての課題が取り沙汰されているが、大阪市としてどのように考えるか。
- ・大阪全体には多くのグループホームがあり、支援の質が上がらないから軽度の利用者を取り合っている状況となっている。行政として支援の質をどのように問うていくのか。

本市説明概要

- ・本市ではグループホームは家庭的な雰囲気な住まいの場ということを基本方針としており、重度障がいや強度行動障がいのある方が安心して生活できるような基盤整備について引き続き国に要望していく。
- ・サービスの質の確保及び向上は、グループホームに限らず全障がい福祉サービスにおいて重要な課題であると認識している。そのためには各事業所での人材確保や人材の定着が必要であり、適切な報酬設定や研修実施が必要と考えている。

（2）グループホームにおける虐待防止策について（グループホームに関する要求項目1. ②）

団体要望概要

- ・グループホームでの職員による利用者虐待が増えている。虐待防止策について大阪市も考えてほしい。

本市説明概要

- ・障がい福祉の全サービスの中でも一番多い通報と認識している。職員の介護技術や知識不足が要因と考える。虐待防止のための研修は義務化されていることから、運営指導や集団研修により研修の強化を図るよう伝える。

(3) 地域連携推進会議について（グループホームに関する要求項目1. ③）

団体要望概要

- ・グループホームは住まいであるにも関わらず、地域連携推進会議の一環として外部の人が見学に来ることは、一般的な地域生活から考えると異常なことである。地域連携推進会議が本人の生活の質の向上にどのように貢献するか具体的にイメージすることができないのに、義務化したから実施するようと言われても意義を感じられない。国の手引きとは別に大阪市の方針や考え方を示してほしい。
- ・地域連携推進会議の実施について、国が定めた義務ではあるが、制度設計が不十分と感じる中でとりあえずやれと言われても従いがたい。大阪市としての対応を終えたとは考えず、今年度の実施についてある程度検討いただきたい。
- ・事業所として苦勞して実施する以上、質の向上につながる取り組みであったと後から思えるものにしてほしいし、その点に関しては最大限協力したい。今後市としての指針策定等についてロードマップは示せないか。

本市説明概要

- ・本市ホームページに国の手引きを掲載するとともに、事業所から寄せられた質問をもとに本市のQ&Aを作成し掲載している。地域連携推進会議は、障がい福祉サービスの質の確保のための方策として法令で義務化された仕組みであるため、実施については御理解いただきたい。
- ・地域連携推進会議は新しい仕組みであり、実際に運営していく中で新たに課題が生じればご意見を頂戴し、改善策など一緒に考えていきたい。
- ・質の確保・向上は、地域連携推進会議という各論ではなく、障がい福祉サービス全体として取り組む必要があると考えており、良質なサービス提供を行う事業所が報われる仕組みを市として構築してまいりたい。

(4) グループホームの指定について（グループホームに関する要求項目1. ④、⑤）

団体要望概要

- ・本市における日中サービス支援型グループホームの具体的な事業所数は。
- ・通過型グループホーム（移行支援住宅）の件数を教えてほしい。
- ・グループホームにおける総量規制について回答では言及されていないが、国の会議資料等からグループホームが総量規制の対象となる方向性は明らかである。市としてどのように考えていくのか。

本市説明概要

- ・日中サービス支援型グループホームは現在本市にはない。
- ・移行支援加算を届出している事業所数は12件。うち1件が請求しているところ。

- ・現時点で決まっているものはないが、仮に総量規制を行うとしても重度障がい者や強度行動障がいを受け入れる場合は除外している他都市等を参考に、障がいのある方の生活の場を確保する方策を今後検討していく必要があると考えている。

(5) 個人単位のヘルパー利用について（グループホームに関する要求項目1. ⑥、⑦）

団体要望概要

- ・グループホームにおいて、個人単位でのヘルパー利用の制度恒久化及びサテライト型住居の利用に年限を設けないことについては既に国へ要望いただいていると思うが、利用者の声を聴いて改めて国へ伝えていただきたい。

本市説明概要

- ・グループホームにおいても、障がい特性等により個人単位でのヘルパー利用の必要性は理解しており、重度障がいのある方が安心して生活するための仕組みとして必要な制度であることを引き続き国へ要望したい。サテライト型住居は支援を受けながら単身生活に近い環境で生活するグループホームであり、住まいの場である以上年限付きではなく、必要であればサービス継続が可能となるような制度設計を国に求めていく。

(6) 消防庁への報告について（グループホーム等に関する要求項目番号2. ①）

団体要望概要

- ・「6項ハ⇒6項ロに変わった場合、消防立入検査から2週間以内に消防設備設置ができなければ、違反物件として物件名が公表される公表制度の対象から除外すること。」について、消防庁にどのように報告しているのか。
- ・小規模のグループホームには施設というよりは住居として運営しているところもあるということ認識してもらい、消防庁へ伝えてもらいたい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・消防庁へは会議等を通して情報共有しているが、大阪市においては、営業開始前に、施設関係者等と事前協議することで、特例基準の適用などにより消防法令に適合した状況で営業できるよう調整を図っており、公表に該当する違反とならないように進めている。

(7) 障害者の生活保護について（権利の実現に関する要求項目4.）

団体要望概要

- ・回答を国に求めているとあるが、大阪市としてか担当課においてか。
- ・夏季加算等、具体的に求めているのか。
- ・要望書にあるように障害者が地域で生活していくために生活保護を受けざるを得ない状況を理解しているか。
- ・その自立とは、経済的な自立だけでなく、社会的自立や日常生活自立を含むのか。

本市説明概要

- ・担当課において、厚労省の担当課あてに行っている。
- ・生活保護基準は、消費実態調査のデータを踏まえ国により決められており、その基準が生活保

護の目的である最低生活保障となるよう国に求めている。

- ・生活保護受給者については様々な課題を抱えており、その点を理解したうえで、生活保護の目的である自立を支援していくものであるため、研修等を通じて職員に周知を徹底しているところ。
- ・お見込みのとおり。